

筆界特定をした旨の公告

下記の筆界特定の手続について、筆界特定をしたので、不動産登記法第14条第1項の規定により、公告する。

令和7年9月30日 大阪法務局 筆界特定登記官  
記

筆界特定手続の表示

手続番号 令和7年第3号

対象土地 大阪市此花区島屋二丁目1番26  
同所 1番25